

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和三十三年五月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

業務に従事する者の氏名	

氏名	施行規則第13条第1項第6号の業務	
	実施の有無	連絡先（TEL）及び実施場所の所在地（実施が有の場合のみ）
	有・無	
	有・無	
	有・無	

業務に従事する者の氏名等を
に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。